

新しい税制の行方

(平成21年度税制改正大綱 主要関連部分)

**NAKAJIMA
CERTIFIED
TAX ACCOUNTANT
OFFICE**

株式会社 A M T A

中島税理士事務所

〒540 0032 大阪市中央区天満橋京町2番13号 ワキタ天満橋ビル5F

TEL 06-6941-6782 FAX06-6941-6783

NAKAJIMA CERTIFIED TAX ACCOUNTANT OFFICE

URL : <http://www.nkj-zei.com>

目次

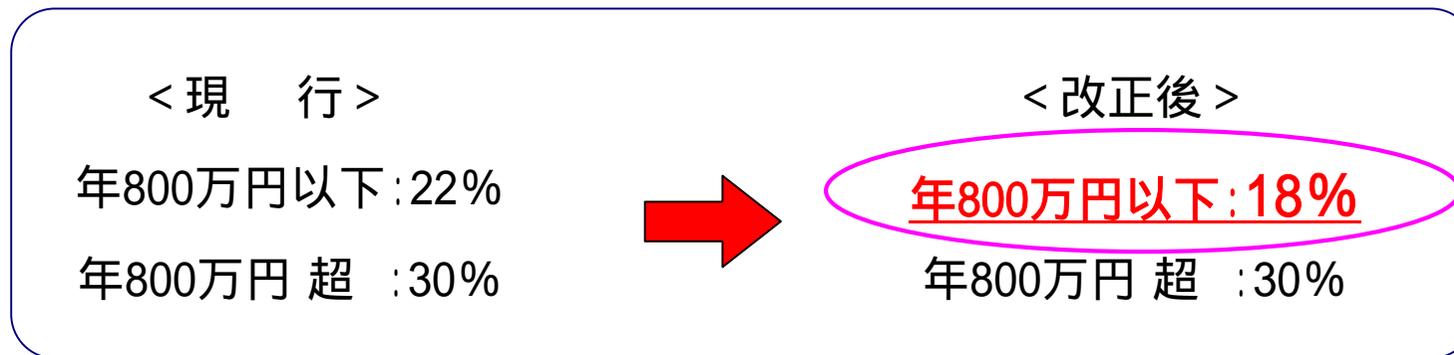
1. 法人税制	2 ~ 6
2. 事業承継関連税制	7 ~ 15
3. 住宅税制	16 ~ 17
4. 土地税制	18 ~ 19
5. 金融・証券税制	20
6. その他	21

法人税制

(1) 中小法人等に対する軽減税率の引下げ・・・年800万円以下の税率为18%へ

中小法人等:資本金1億円以下の法人その他一定の法人

【概要】



平成21年4月1日～平成23年3月31日までの間に 終了する事業年度より適用

適用事業年度には注意!!(開始事業年度ではない)

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

法人税制

(2) 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の復活

・欠損金の繰戻し還付とは？

前年度黒字(法人税納税)の法人が今年度赤字(税務上)に陥った場合、前年度に納付した法人税の還付を受けることができる制度

【設例】 前期 6,000万円の所得、1,736万円の法人税を納税
当期 4,000万円の欠損が生じたケース

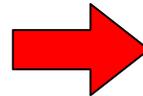
< 現 行 >

繰戻し還付の適用なし



欠損金の繰越控除により翌期以降(7年間限度)の所得から控除することは可能

新設法人等の一定の事業年度を除く



< 改正後 >

約1,157万円の還付を受け
ることが可能に！！

平成21年2月1日以後に終了する事業年度より適用



適用事業年度には注意!!

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

法人税制

(3) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制

・初年度即時償却

エネルギー需給構造改革推進設備等は、事業供用事業年度において、普通償却限度額との合計で**取得価額まで特別償却が可能**

(平成21年4月1日～平成23年3月31日までに取得等をするものに限る)

(4) 中小企業等基盤強化税制

・適用期限の2年延長(平成23年3月31日まで)

対象資産	金額	選択適用	
		特別償却	税額控除
機械装置	280万円以上	30%	7%
器具備品	120万円以上		

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

法人税制

(5) 外国子会社配当益金不算入制度の創設

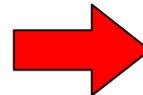
内国法人が外国子会社から受ける配当等の額 (95%までの額) について、益金不算入(非課税)とする制度を創設。

外国子会社とは、国内親会社の出資比率が25%以上かつ配当支払義務確定以前6月以上直接保有されている外国法人をいう。

配当等に係る外国源泉税額等は、損金不算入 + 外国税額控除の対象外とする。
平成21年4月1日以降開始事業年度より適用。

< 現 行 >

配当等を所得に合算
+
外国税額控除



< 改正後 >

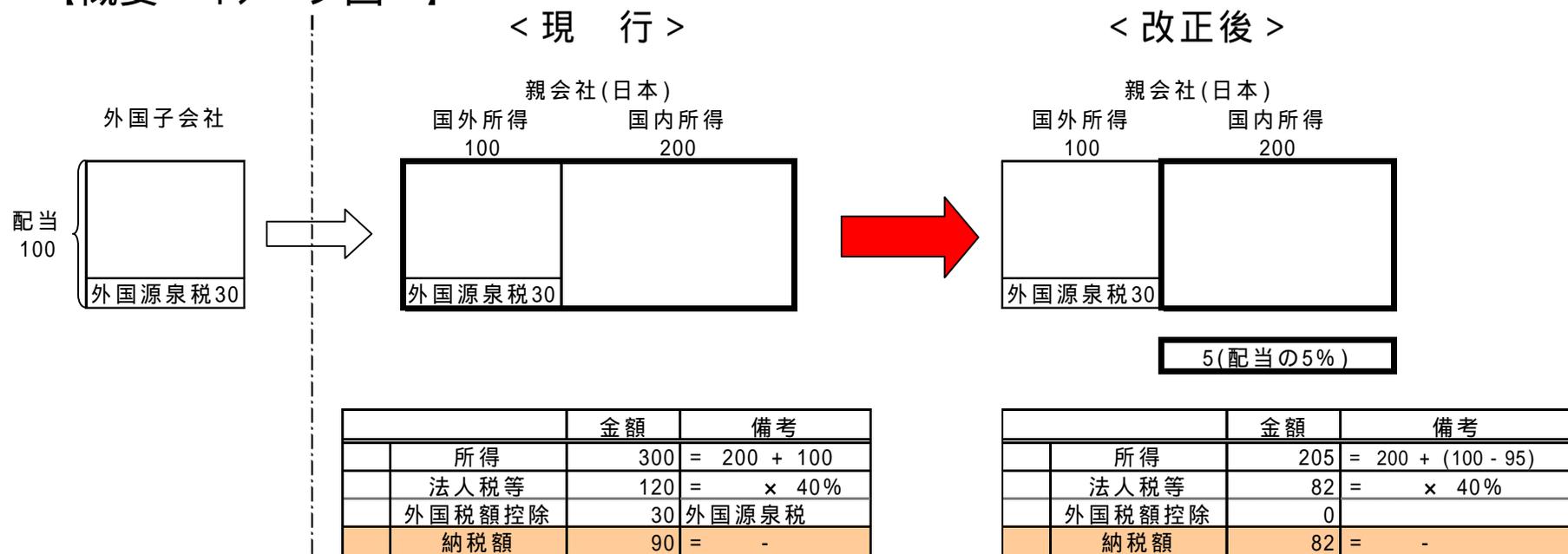
配当等の95%は非課税
(所得に含めない)
+
外国税額控除の適用なし

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

法人税制

(5) 外国子会社配当益金不算入制度の創設

【概要 - イメージ図 -】



金額は概算

二重課税の排除の方法の変更

< 現 行 > **外国税額控除**により、二重課税を排除

< 改正後 > **配当等を益金不算入**とすることにより、二重課税を排除

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

事業承継関連税制(参考)

経営承継円滑化法制定との関係について

経営承継円滑化法に施行に伴い、税制面(事業承継税制)の他に、下記の内容が整備されることとなりました。

遺留分に関する民法の特例

生前贈与株式の遺留分算定基礎からの除外および評価額を固定化する制度

相続税の課税についての措置(事業承継税制として創設)

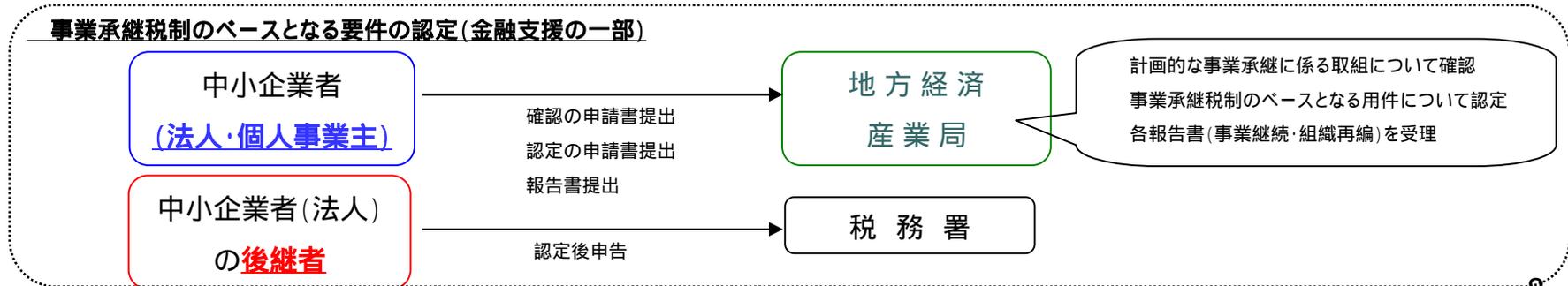
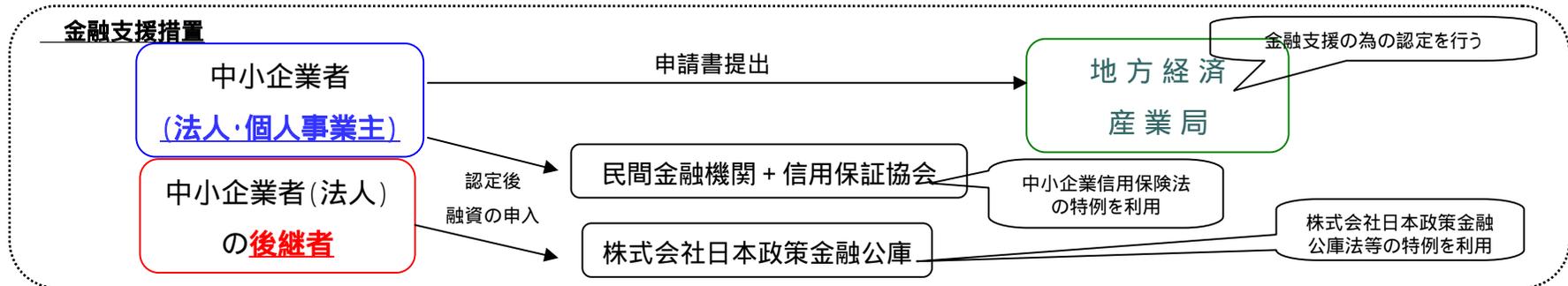
取引相場のない株式等に係る相続税(及び贈与税)の納税猶予制度

金融支援措置

経済産業大臣の認定を受けた中小企業および事業承継者に対する資金需要を支援する制度

事業承継関連税制(参考)

経営承継円滑化法の諸手続きについて



当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

事業承継関連税制(参考)

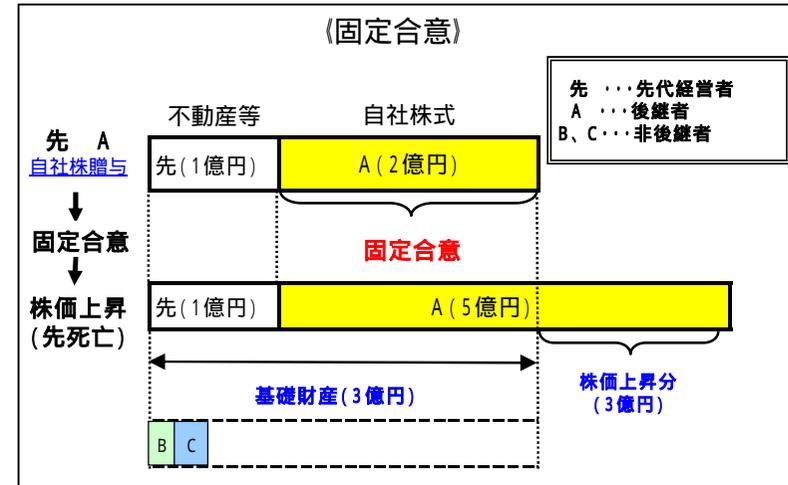
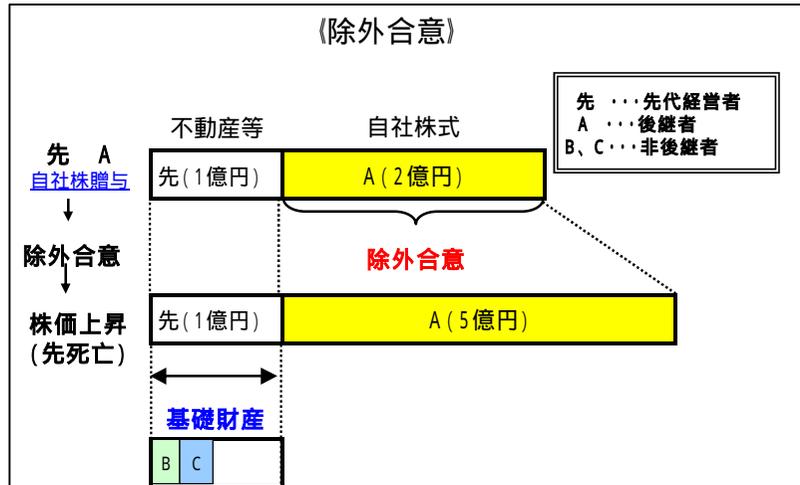
平成21年3月1日から施行

遺留分に関する民法の(2つの)特例

後継者が、先代経営者からの贈与により
取得した自社株式について

除外合意 …… その価額を遺留分算定基礎財産に**算入しないこと**

固定合意 …… 遺留分算定基礎財産に算入すべき**価額を予め固定**すること



遺留分制度の制約を解消する為に…

先代経営者と推定相続人**全員の合意**前提

経済産業大臣の**確認**と家庭裁判所の**許可**が必要

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

事業承継関連税制

非上場株式を相続した場合

被相続人の生前からの手続きが必要
経済産業大臣へ計画的な承継に係る取組についての確認

(除外要件) 平成22年3月31日まで 被相続人が60歳未満
公正証書遺言により、相続後、過半数以上の株式を取得する場合

< 現行 >

評価額を 10% 減額

< 改正後 >

評価額を 80% 減額

税額の 軽減

発行済株式総数の2/3

OR (いずれか低い額)

評価額10億円まで

(15ページ参照)

小規模宅地等の評価減と

原則選択適用 など

税額の 猶予

議決権株式総数

の2/3まで

対象法人が限定

など

詳細は、
次ページ

事業承継関連税制

平成20年10月1日(経営承継円滑化法の施行日)
以降の相続から適用

非上場株式を相続した場合の80%評価減

発行済株式総数50%超保有(同族関係者合計)
+ 同族内で筆頭株主

元代表取締役
(被相続人)

発行済株式総数50%超保有(同族関係者合計)
+ 同族内で筆頭株主

事業承継者
(相続人)

経済産業大臣
へ
毎年届出

資産保有会社を除く

<対象法人(中小企業基本法の中小企業)>

製造・建設・運輸業	資本金3億円又は(300人)以下
卸売業	資本金1億円又は(100人)以下
小売業	資本金0.5億円又は(50人)以下
サービス業	資本金0.5億円又は(100人)以下

()カッコ書きは従業員数

相続税の申告期限から5年間事業継続要件
・代表取締役 ・株式保有 ・雇用維持(80%以上)

上記要件を満たさなくなった場合
(株式売却など)

5年以内

全額納付

猶予税額
+
利子税

5年経過後

部分納付

資産保有会社とは...有価証券・不動産・現預金等の合計額が総資産の70%
以上及び当該運用収入が、全体収入の75%以上を占める会社

対象株式を **担保提供** しなければなりません。

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

事業承継関連税制

納税猶予税額の計算イメージ

事業承継相続人のみが、
納税猶予の対象

法定相続人	各相続額
配偶者	現預金(1億円)その他(1億円)計2億円
子A(事業承継相続人)	非上場株式(7億円)
子B	現預金(1億円)

(単位:億円)

相続財産	通常の相続税計算	納税猶予計算
現預金	2	2
非上場株式(注)	7	1.4
その他	1	1
相続財産合計	10	4.4

(注) 事業承継税制認定対象会社

	通常の相続税計算	納税猶予計算	納税猶予額
配偶者	0.67	0.67	0
子A(事業承継相続人)	2.33	0.30	2
子B	0.33	0.33	0

納税猶予税額 = **約2億円**

事業継続要件を5年以内に満たさなくなった場合

2億円 プラス **利子税(年2.2%)**

5年経過後、株式の譲渡等を行った場合

譲渡対応税額 プラス **利子税(年2.2%)**

利子税として、日銀の基準割引率0.5%の場合を前提

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

事業承継関連税制

納税猶予税額が免除される具体例 → 後継者(事業承継相続人)の死亡以外の場合

会社が破産又は特別清算した場合

事業継続の為、株式(時価が納税猶予税額以下の場合)を譲渡した場合

猶予対象者



同族関係者以外の者

保有株式の全部譲渡

例……(前ページにあわせて)

納税猶予税額 2億円

株式の価額が、7億円から**5,000万円**になった場合



免除額 1.5億円 (2億円 - 5,000万円)

納税額 **5,000万円**

但し……

猶予対象者及び生計を一にする者

直前5事業年度において、受取った配当及び過大役員報酬等
については納税

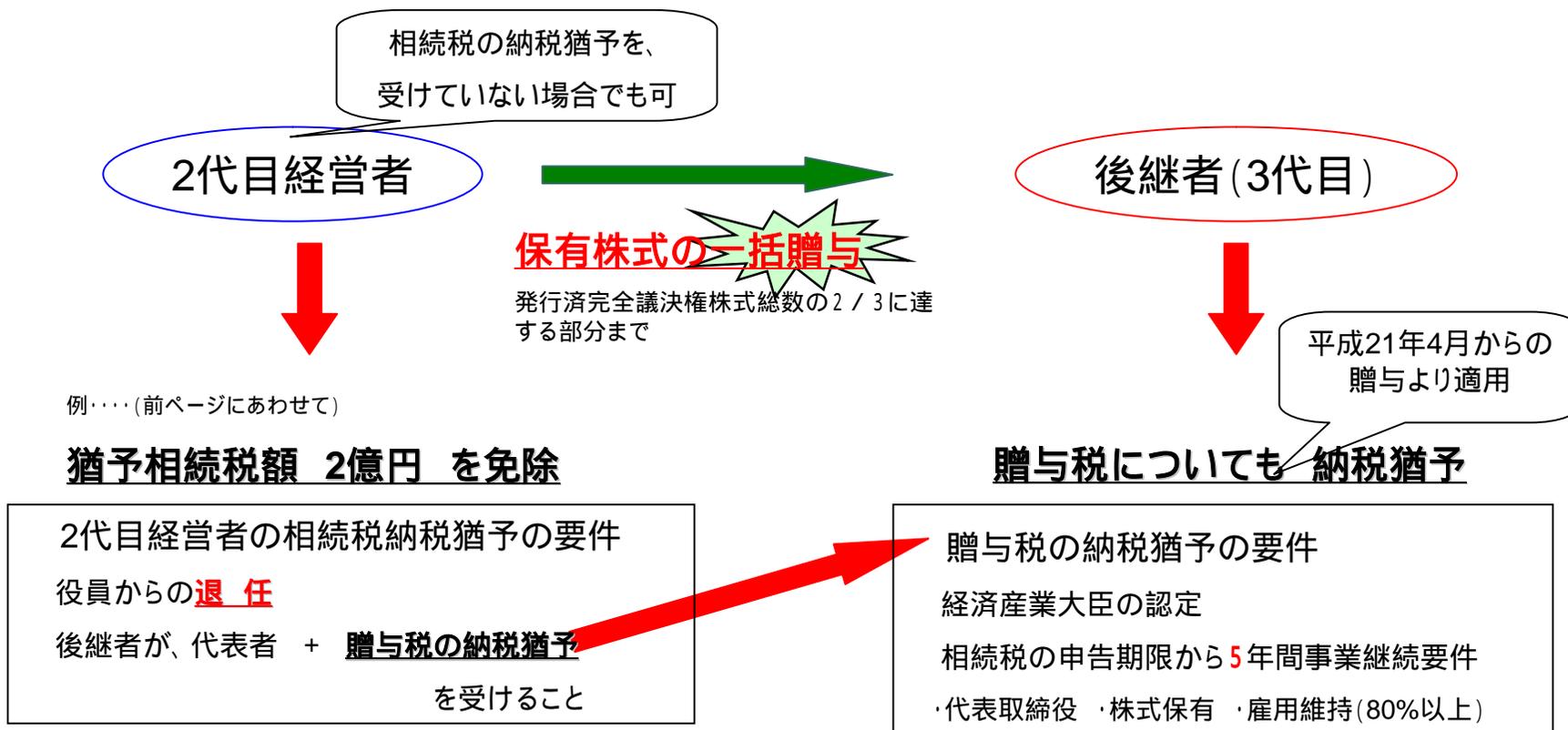


**猶予税額の免除目的の計画
倒産を防止する為……**

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

事業承継関連税制

納税猶予税額が免除される具体例 → 後継者(事業承継相続人)の死亡以外の場合



2代目経営者が死亡した場合には、**猶予税額が免除される。**
(対象株式については、**相続があったものとみなして贈与時**
の評価で相続税課税 + 相続税の納税猶予を適用)

事業承継関連税制

3,000万円精算課税贈与及び相続税10%減額特例廃止に伴う経過措置

〈 贈与形式の比較表 〉

	一般贈与	相続時精算課税贈与		新制度（平成19年以降）
		2,500万円枠	3,500万円枠	3,000万円枠
非課税枠	1年当たり 110万円	1人当たり 2,500万円	1人当たり 3,500万円	1人当たり 3,000万円 廃止
贈与者の要件	なし	65歳以上の親	なし	60歳以上の親
受贈者の要件	なし	20歳以上の相続人		
贈与財産の要件	なし	なし	住宅取得資金	非上場株式（要件あり）
超える部分への税率	累進税率	一律20%		
翌年以降	110万円使える	110万円使えない		



平成21年3月31日までに、相続時精算課税贈与により贈与された株式についての経過措置



当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

住宅税制

(1) 住宅ローン控除の適用期限の延長 ・適用期限の5年延長

【概要】

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額		控除率	
			長期優良住宅		長期優良住宅
平成21年	10年間	5,000万円	5,000万円	1.0%	1.2%
平成22年	10年間	5,000万円	5,000万円	1.0%	1.2%
平成23年	10年間	4,000万円	5,000万円	1.0%	1.2%
平成24年	10年間	3,000万円	4,000万円	1.0%	1.0%
平成25年	10年間	2,000万円	3,000万円	1.0%	1.0%

住民税の住宅ローン控除の創設

平成21年分以後の所得税において住宅ローン控除の適用がある者(平成21年から平成25年までに入居した者に限る。)のうち、控除しきれなかった金額があるものについては、翌年度分の住民税において、その控除しきれなかった金額(所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)を限度とする。)を減額する。

住宅税制

(2) 自己資金で長期優良住宅の新築等をした場合、省エネ及びバリアフリー改修工事を行った場合の特別控除の創設

長期優良住宅の所得税額の特別控除

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築等をして、同法施行日から平成23年12月31日までに居住の用に供した場合には、一定の要件の下、標準的な性能強化費用相当額(1,000万円を限度)の10%を所得税額から控除(控除しきれなかった金額は、翌年分の所得税額から控除)する。

特定改修工事の所得税額の特別控除

居住用家屋に一定の省エネ改修工事を行い、平成21年4月1日から平成22年12月31日までに居住の用に供したときは、一定の要件の下、その省エネ改修工事費用(200万円を限度。太陽光発電装置を設置する場合には300万円を限度。)の10%を所得税額から控除する。

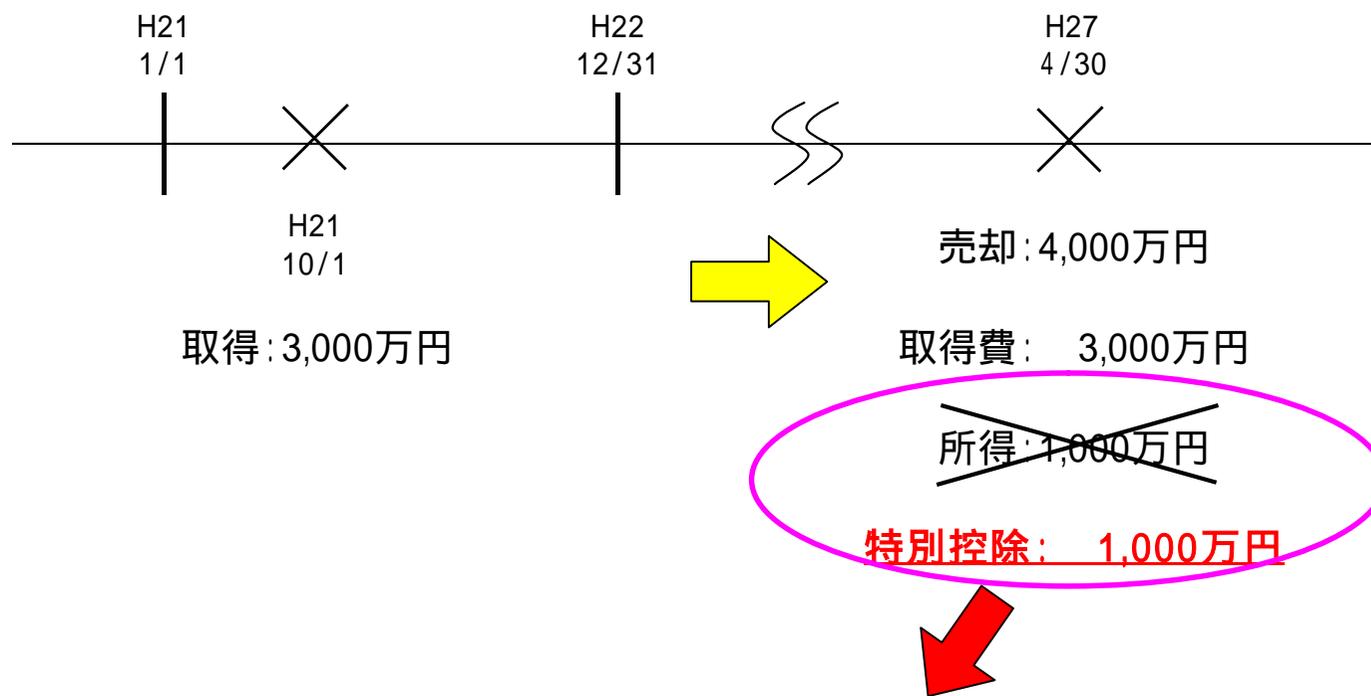
上記は、一定の居住者が居住用家屋に一定のバリアフリー改修工事を行った場合について準用する。

(2)の規定は、**(1)の住宅ローン控除との選択適用**となります。

土地税制

(1) 土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、所有期間が5年超のものを譲渡した場合には、所得の金額から**1,000万円を控除**する。



1,000万円の特別控除により、**所得金額はゼロ(非課税)へ!!!**

土地税制

(2) 土地等を先行取得した場合の課税の特例の創設

事業者が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に国内にある土地等を先行取得し、その後10年間にその有する他の土地等を売却した場合に、その**譲渡益課税を繰延べることを可能とする**制度を創設。



先行取得土地等について、譲渡益の80%（平成22年取得の土地は60%）相当額を限度とする圧縮記帳により、課税の繰延べを行う。

取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、この適用を受ける旨の届出書の提出が必要。

(3) 土地の売買に係る登録免許税の税率の軽減措置の2年間据置

土地の売買による所有権の移転登記：現行 1,000分の10

- ・平成21年4月1日から平成23年3月31日まで・・・1,000分の10
- ・平成23年4月1日から平成24年3月31日まで・・・1,000分の13
- ・平成24年4月1日から平成25年3月31日まで・・・1,000分の15

(4) 長期保有土地等の買換えの場合等の課税の特例の適用期限の延長

所有期間が10年超の土地、建物等から、国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの**適用期限の3年延長**（平成23年12月31日まで）

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成21年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

金融・証券税制

(1) 上場株式等の配当所得と譲渡所得に対する税率の特例見直し(3年間延長)

上場株式等の配当所得と譲渡所得: 原則 20% ➡ 10% (所得税7%、住民税3%)

➡ 軽減税率が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの 3年間延長へ

(2) 上場株式等の配当所得と譲渡所得の損益通算

➡ 平成20年度税制改正で措置された通り、平成21年から導入

《損益通算のイメージ図》

配当との損益通算については、平成21年より

		譲渡所得		配当所得	
		上場株式等	非上場株式等	上場株式等	非上場株式等
譲渡所得	上場株式等				×
	非上場株式等			×	×
配当所得	上場株式等		×		×
	非上場株式等	×	×	×	

(参考) 少額の上場株式等投資(100万円まで)に関する非課税制度の創設

非課税口座を創設 同口座内での10年間の譲渡・配当所得を非課税とする措置を検討(次ページ)

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

その他

(1) 電子申告に係る所得税額の特別控除制度の適用期限を2年間延長

電子署名及び電子証明書を付して電子申告を行う場合、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができる制度 → **平成22年分の申告まで延長**

(2) 少額の上場株式等投資の為の非課税措置の創設

金融所得課税の一本化の取組みの中で、投資の流れを促進するため、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設。(非課税口座の創設:合計100万円を限度)

→ 法施行日から5年間に取得する株式等 → 10年以内に生じる配当・譲渡所得を非課税で検討

10%軽減税率が廃止され20%本則課税が実施される際に導入予定。

具体的な法令上の措置は平成22年度税制改正にて講じる。

(3) 生命保険料控除の改組

一般生命保険料控除と別枠で、**介護医療保険料控除(最高40,000円)**の創設

→ これに伴い、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の**適用限度額をそれぞれ40,000円(現行50,000円)へ**

適用時期は平成24年分以後。**具体的な法令上の措置は平成22年度税制改正にて講じる。**

なお上記新制度は、新制度施行日以後に締結した契約について適用し、同日前に契約締結したものは従前の制度を適用。

ご案内

私共は、クライアント様の目指す将来構想の達成 (Achieve) の為の財務的な手段 (Means) を構築し、提供することを事業理念としております。

その夢を実現して頂く為に、

「現時点では、どのような財務状況になっているのか」(現状分析)

「どのような手段を活用することが望ましいか」(手段の検討)

「経済環境の変化などに、どのように対応していくべきか」(対策のメンテナンス)

を検討・実践し、従来型税理士業務のひとつでもある「記帳代行」「申告書作成」業務の枠を超えて、クライアント様の繁栄に寄与していきたいと考えております。

(株式会社AMTA (A Means To Achieve) 業務内容)

- ・事業承継対策策定
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・非上場会社株価算定コンサルティング
- ・事業計画策定コンサルティング
- ・組織再編策定コンサルティング
- ・資産承継(相続)対策策定(物納支援)
- ・各種セミナー講師

(中島税理士事務所 業務内容)

- ・法人税申告業務
- ・所得税申告業務
- ・相続税申告業務
- ・その他各税目申告業務
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・月次決算支援業務

・お問い合わせは、お気軽に表紙連絡先又は、HPアドレス([URL: http://www.nkj-zei.com](http://www.nkj-zei.com))からアクセスして下さい。

当資料は、平成20年12月12日自民党発令の平成21年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成21年3月予定)で変更が生じる可能性があります。